

令和4年3月8日

会員各位

一般社団法人日本生殖医学会  
理事長 大須賀 穰  
社会保険担当理事 寺田 幸弘  
(公 印 略)

### 診療報酬改定に係る告示・通知についてのお知らせ

令和4年3月4日付けで、診療報酬改定の具体的な内容に係る告示・通知が発出されましたことに関し、同日付けで厚生労働省より本会に対し必要な手続き(保険医療機関としての届出や、各管理料に係る届出など)を遅滞なく実施するよう、下記の資料を含めまして周知の依頼がありました。

告示・通知に関連する医療機関におかれましては、必要な手続きにつきまして、下記項目をご確認頂けますようお願い致します。

#### 【1. 令和4年度改定説明資料等について (内容説明資料)】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196352\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196352_00008.html)

※ 資料番号 16 及び 17 に不妊治療関係の内容が含まれています。

#### 【2. 令和4年度診療報酬改定について (詳細資料)】

<令和4年度診療報酬改定の情報が集約されるHP>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00037.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00037.html)

※ 告示・通知そのものが掲載されています。

記載内容は基本的に別添資料で網羅されていますが、届出等の様式がこちらに掲載されておりますので、併せてご確認ください。

※ 届出の手続きに係る詳細については、医療機関の所在地の各地方厚生(支)局又は都道府県事務所にお問い合わせください。

<関係する記載が含まれる告示・通知>

(医科報酬点数表)

※ 各項目の点数と、項目によっては、算定要件の一部が記載されています。

(医科診療報酬点数表に関する事項 (実施上の留意事項))

※ 算定要件の詳細が記載されています。

(特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて)

※ 施設基準の詳細と、届出などに必要な様式が記載されています。

※ 届出についてご検討いただく必要があるものは、

- ・ 一般不妊治療管理料
- ・ 生殖補助医療管理料
- ・ 精巣内精子採取術

の3項目になります。

### 【3. その他】

今後、不妊治療に限らず、改定の内容に係る疑義に対する回答（いわゆるQ&A）について、必要なものが順次発出されるとのことです。その際は、上記HP（2.）に追加されていく形になりますので、ご注意ください。